

県内のいじめの現状及びいじめ防止に係る取組状況について

平成29年8月31日

義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

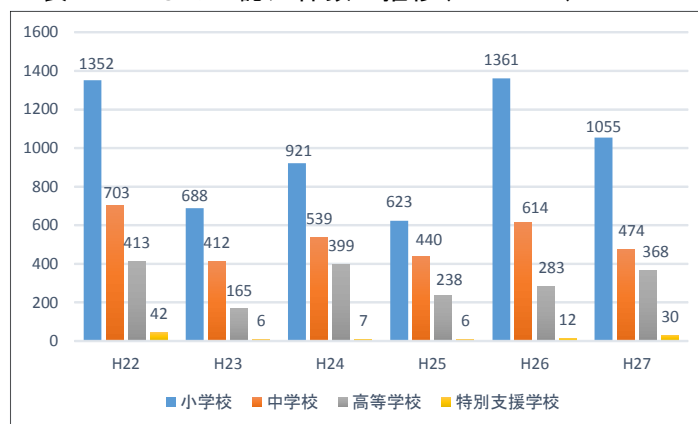
1 いじめの認知件数等

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より)

(1) いじめ認知件数【平成27年度】〔国公立〕

- ・総件数1,927件
- ・児童生徒 1,000人あたり8.7件

表1 いじめの認知件数の推移(H22～H27)〔国公立〕



(2) いじめの態様【平成27年度】〔公立〕

	小	中	高
冷やかし・からかい	68%	75%	70%
軽くぶたれる	31%	16%	10%
仲間はずれ・無視	17%	18%	10%

※複数選択

表2 いじめを認知した学校数等(H27)〔公立〕 ※()内はH26

	学校数	認知学校数	認知件数	解消しているもの
小学校	317 (323)	226 (247)	887 (1189)	848 (1155)
中学校	165 (170)	107 (135)	467 (603)	448 (586)
高等学校	86 (86)	71 (60)	341 (252)	259 (210)
特別支援学校	26 (28)	9 (5)	30 (12)	17 (12)
合計	594 (607)	413 (447)	1725 (2056)	1572 (1963)

2 いじめの問題に対する取組状況

(1) いじめ防止対策推進法に基づく体制整備

- ・群馬県いじめ防止基本方針の策定[H25]
- ・群馬県いじめ問題対策連絡協議会の設置[H26]
- ・群馬県いじめ問題等対策委員会の設置[H27]^{※注}

^{※注} 要綱設置であった「群馬県公立学校いじめ問題等対策委員会(H23)」を見直し、条例設置とした。

(2) 学校相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーの配置(全公立小中高等学校)[全校配置開始:小H25～、中H19～、高H24～]
- ・スーパーバイザーの配置(各教育事務所)[H22～]
- ・子ども教育相談室の設置(総合教育センター)[H18]
- ・いじめアンケートの実施(小中学校:毎月、高等学校:每学期1回以上)

(3) 「児童生徒による自主的ないじめ防止活動」の支援 [H25～]

- ・「いじめ防止宣言(勇気、思いやり、協力)」の具現化に向けた学校の取組の支援
- ・「いじめ防止フォーラム」の開催(県内12地区で開催)
- ・「いじめ防止ポスターコンクール」の開催、啓発ポスターの作成・配布
- ・「いじめ防止強化月間」(5月、12月)の設定等

3 課題

- (1) いじめ防止対策推進法に基づく、積極的な認知・組織的な対応
- (2) 国いじめ防止基本方針の改定に基づく、県及び学校いじめ防止基本方針の改定